

広島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和四年六月二日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
三次市栗屋町三五一四番四地先から 三次市栗屋町三五一四番四地先まで			五・〇〇〇〇 ・六〇	三七・八〇	
			五・〇〇〇〇 二・三〇	三七・八〇	拡幅